

レセ電通信医 29008 号
平成 29 年 11 月 22 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）が、平成 29 年厚生労働省告示第 338 号をもって一部改正されたことに伴い、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載するオンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC 用）（以下「記録条件仕様」という。）が更新されましたのでお知らせします。

なお、改正内容は、下記のとおりです。

記

改正内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に以下が追加された。

「0210 サリルマブ」

「0211 ダラツムマブ」

「0212 アベルマブ」